

(農林水産委員会)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、特定農林水産物等に係る地理的表示の使用規制を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、先使用期間の制限

登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間を制限することとする。

二、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制

広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすることとする。

三、施行期日

この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものと

する。